

<阿賀野市空き家解体支援事業補助金>

補助対象要件チェックシート

※申し込み前に補助対象要件に当てはまるかご確認ください。

※1つでも当てはまらない場合は、補助金の交付ができません。

☐ 申請者は登記の全部事項証明書に所有者として記載されている方ですか。 または所有者の相続人ですか。	いいえ	補助 の 対 象 と な り ま せ ん
はい		
☐ 申請者および納税義務者は市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税）を滞納していませんか。	いいえ	
はい		
☐ 過去にこの補助金を受けていませんか。	いいえ	
はい		
☐ 申請する空き家は、過去1年以上居住していない建物ですか。 （空き家になってから事前調査申し込みまで1年以上経過してればOK）	いいえ	
はい		
☐ 公共事業による移転補償等の対象になっていませんか。	いいえ	
はい		
☐ 敷地内にある空き家および付属する工作物等（物置、門、塀、フェンス等） を全て解体、除却する工事ですか。	いいえ	
はい		
☐ 空き家に所有権以外の権利（抵当権、賃借権等）がある場合、その 権利者から空き家の解体、除却について同意を得ていますか。	いいえ	
はい		
☐ 空き家の所有権が複数人の共有名義または相続財産である場合、共有者全員 または相続人全員から空き家の解体、除却について同意を得ていますか。	いいえ	
はい		
(※) 裏面に続きます。		

(※) 表面の続き	
☐ 解体工事に着手（すでに完了）していませんか。	いいえ
はい	
☐ 工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めると誓約できますか。	いいえ
はい	
☐ 申請者およびその3親等以内の親族が建替え目的とした解体ではありませんか。	いいえ
はい	
下記の留意事項を確認のうえ、事前調査の申し込みを行ってください。	

- <留意事項>
- 1 事前調査申し込みおよび交付申請時に、改めて補助対象要件に当てはまるかどうか審査します。阿賀野市から交付決定が出た後に工事に着手してください。
 - 2 空き家の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、翌年度から土地にかかる固定資産税が増額となる場合があります。